

(2) 補助金見直しの基本視点に基づく評価

(※具体的な根拠指標には、設問に対する評価根拠となる、成果等を示す数値的な指標を記載すること)

公益性	補助事業が、客観的に見て、より広く市民等に利益をもたらす、または還元されている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		広く社会に利益をもたらす	当該補助金を交付することにより、私立保育所等の安定的な運営が可能となり、児童の保育内容の充実・向上を図ることができる。
公益性	補助事業の目的が、時代や社会情勢に合っている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		ほとんど合っている	保育所等は女性の就業率の上昇等の要因によりニーズが高まっており、ニーズの受け皿となる私立保育所等の安定的な運営が求められている。私立保育所等が安定的な運営を継続して行っていくためには、当該補助金が必要である。
必要性	補助金を交付する形で、市が関与する妥当性がある。	評価	「ある」→妥当性について記入。 「ない」→妥当性がないにも関わらず補助する理由を記入。
		ある	当該補助金を交付し、私立保育所等が健全な運営を行うことにより、市民の保育ニーズの受け皿となるため、妥当性がある。
	補助金がない場合、団体等は自主財源で事業を行うことができない。	評価	「できる」→自主財源で事業実施可能にも関わらず補助する理由を記入。 「できない」→補助金がなければ事業を実施できない理由・具体的根拠を記入
		できない	保育所等は法令・県条例により必要職員数が定められており、さらに安定・充実した保育を行うためにはそれ以上の職員確保が必要となることから、人件費等の支出が大きい。一方、国が定める公定価格（運営費）は基本的な職員の配置にかかる公費負担であるため、そのみでは事業者の負担が大きく、安定した運営が難しい。
	市民ニーズが高いものである。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		高い	保育所等は女性の就業率の上昇等の要因によりニーズが高まっており、私立保育所等のニーズは非常に高くなっている。
	市民ニーズに即している。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		即している	女性の就業率の上昇等の要因により保育ニーズが高まっており、市民の保育ニーズに即している。
補助金の意義について、的確に説明できる。	評価	「できる」→誰に対しどのような効果があるか等について記入。 「できない」→説明できない理由について記入。	
	できる	当該補助金を交付することにより、私立保育所等の安定的な運営が可能となり、児童の保育内容の充実・向上を図ることができる。児童の保育の充実・向上により、保護者が安心して就労・子育てできる環境の整備が図れる。	
補助期限（終期）を設定している。	評価	「設定済」→設定年度とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。	
	未設定	保育所等の運営は継続的なものであるため、補助金の終期は未定。	
補助金申請に係る積算根拠が明確である。	評価	「はい」→積算根拠を何で確認しているかを記入。 「いいえ」→積算根拠が不明確である理由と今後の見通しを記入。	
	はい	交付要綱・内規によりすべての補助基準額を明確に定めている。	

施策との整合性	当該補助金は、市の政策目的や施策と整合している。	評価	「している」→どのような点で整合しているのか記入。 「していない」→整合していないにも関わらず補助する理由を記入。
		している	・市長公約…「保育園待機児童ゼロの維持」当該補助金は私立保育所等の健全な運営を促進し、保育園待機児童ゼロの維持を図るものである。
	補助事業が本市の特性を生かした取り組みである。	評価	「はい」→どのような点で特性を生かしているのか記入。
		いいえ	
公平性	事業を実施できる団体が他にない。（複数存在する場合、当該補助金はその事業者だけに交付される合理的な理由がある。）	評価	「はい」を選んだ理由を記入。
		はい	市内私立保育所・認定こども園・小規模保育事業所すべてに交付している。
			「いいえ」の場合、補助金はその事業者だけに交付される合理的理由を記入。
	補助対象経費に対して、補助事業者等にも応分の負担を求めるべき事業には、一定の適切な補助率や限度額が設定されている。	評価	「設定済」→補助率とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。
	設定済	各補助事業の補助基準額（上限額）を交付要綱・内規で設定している。	
効率性	補助目的に見合った成果や、施策実現に向けた効果がある。	効果の測定方法・具体的な根拠指標	
			運営補助…収支決算書、事業報告書を確認し、安定した運営ができていないか確認している。 事業補助…事業報告書を確認し、各事業の利用者数などを確認している。
		評価	評価理由
	十分効果をあげている		事業者から提出される事業報告書、収支決算書により、健全な運営が行われていることが確認できる。また、継続して児童を保育できていることにより、待機児童解消に貢献していることが確認できる。
	手法として、委託等の手法よりも、補助金を交付することがより合理的である。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
	はい	通常保育にかかる最低限の運営費については、委託料で別途支払いをしている。（公定価格）本補助金は保育の向上・充実を図るため公定価格にプラスして市が補助を行うものであり、また一部事業については利用実績に応じて補助金額を設定しているため、補助金の交付が合理的であると考えられる。	
国や県、本市において同様の補助事業がない。（※国県要綱に対し、上乘せ・横出しする補助事業は除く）	評価	「ある」の場合、同様な補助事業と両方存続させる理由を記入。	
	ない		
補助対象経費の明確化	補助金対象内外経費が明らかになっているか。	評価	「はい」→何で確認をしているか記入。 「いいえ」→明確にしていけない理由を記入。
		はい	事業報告書、収支決算書のほか、領収書・賃金台帳・委託契約書等で確認している。
	補助対象外経費を補助対象としていない。（対象としている場合は、明確な根拠を持っている。）	評価	「対象としている」の場合、費目及びその根拠規定と対象となる考え方を記入。（※費目とは、飲食費や慶弔費など）
	対象としていない		

※以下の項目は、団体補助金のみ記述。

団体補助金	団体の設置および活動目的が、補助事業からみて整合しているか。また、団体としての活動実態があるか。	評価	評価の理由
		はい	保育所等の運営事業者にのみ交付している。
	補助事業の内容と成果について、交付団体においても対外的に情報公開を実施しているか。	評価	「はい」→情報公開の手法等について具体的に記入。 「いいえ」→実施できない理由と今後の見通しを記入。
		はい	社会福祉法人については、法令にもとづき決算状況をインターネット等で公開している。 第三者評価を受診した保育所等についても結果を公表している。
	団体内で、補助金の使途や決算などの監査機能が有効に機能していて、透明性等をもって運営されているか。	評価	「はい」→どのような監査手法で実施しているか記入。 「いいえ」→機能していない理由と今後の見通しを記入。
		はい	社会福祉法人・学校法人においては、監事を置くこととなっており、内部でのチェック体制が整えられている。
補助金交付団体の自立性を促すことなどから、運営補助から事業補助へ移行を図っているか。	評価	「運営補助」の場合、事業補助に移行できない理由と今後の見通しを記入。 ※混合補助で実施している場合は、割合が大きき方を選択してください。	
	運営補助	保育所の運営にかかる経費への補助金であるため、運営補助の割合が大きくなっている。 国の「地域子育て支援事業」に定められている（１）延長保育事業（２）地域子育て支援拠点事業（３）一時預かり事業（４）病児保育事業については事業補助を実施しており、今後も国・県の動向に注視していく。	
市職員が補助金交付団体の事務を行っていないか。（行っている場合は合理的な理由があるか。）	評価	「行っている」の場合、合理的な理由を記入。	
	行っていない		
繰越金	交付団体の補助事業会計において、補助金額以上の繰越金を計上している。 (※複数団体ある場合は、各団体を一覧化したものを別紙にて提出のこと)	評価	具体的な根拠指標
		いいえ	直近決算額における補助金額 _____ 円 繰越金額 _____ 円 { うち補助事業会計分 _____ 円 うち団体独自会計分 _____ 円
		繰越金額が生じた具体的な原因について記入。	
	上記設問において、「はい」の場合、補助金の減額ないし、休止などの必要な対策を考えている。	評価	「はい」→具体的な対応策について記入。 「いいえ」→対応できない理由について記入。

(3) 国県要綱・近隣市補助金との比較を通じた評価

本市・近隣市ともに市単独補助事業が多いため比較は困難であるが、児童1人にかかる運営費補助や教材購入費補助、主食代の補助など、似たような補助事業を比較すると、概ね近隣市と同程度～高い補助額となっている。
 また、国県要綱に定めのある事業にかかる補助については、国県と同額の補助を行う近隣市が多い中で、本市は上乗せ・横出し補助を実施しており、私立保育所等の安定した運営に貢献している。

(4) 補助金の課題

国・県の制度改正が多く、関連する補助事業について都度見直しを行う必要があるため、要綱改正を頻繁に行う必要がある。
 また、国・県の補助金が多数存在するため、改正が複雑である。
 今後も国・県や近隣市の動向に注視する必要がある。

(5) 所属長の総合評価

当該補助金については、市内の待機児童の解消に寄与するものであり、今後も継続していく。

(6) 補助金の今後の方向性

- 現行のまま継続
- 見直しをしたうえで継続
- 廃止
- その他

その他の内容

現行継続の理由

見直しの時期	令和4年度
見直しの内容	市単独事業である補助項目は国・県や他市町村の動向を踏まえ、適宜見直しを実施する。

廃止の時期	
廃止の理由	